

○加西市入札結果等の公表に関する要綱

平成12年7月1日制定

改正

平成19年8月20日訓令第32号

平成21年3月31日訓令第18号

平成23年7月22日訓令第29号

平成24年1月30日訓令第4号

加西市入札結果等の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加西市が締結する工事若しくは製造の請負、委託又は物品購入の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)の結果等を公表することにより、公正な入札執行を図ることを目的とする。

(公表の対象)

第2条 結果等の公表の対象となる競争入札は、加西市が締結する工事若しくは製造の請負、委託又は物品購入の契約に係るものとする。

(公表の内容)

第3条 市長は、競争入札について、落札者が決定した場合、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 入札執行日時及び工事名又は業務名
- (2) 落札者の氏名又は名称及び入札金額
- (3) 各入札者の氏名又は名称及び入札金額
- (4) 予定価格

2 前項に掲げる公表内容のうち、市長が公表することが不適切であると判断した場合には、その全部又は一部を公表しないことができる。

(公表の方法)

第4条 結果等の公表は、前条各号に掲げる事項を記載した文書を財政課において閲覧に供する方法により行うものとする。

2 前条第1号及び第2号に掲げる事項については、前項に規定する方法によるほか、インターネットによる加西市ホームページにより公表するものとする。

(公表の期間)

第5条 結果等の公表の期間は、第3条第1項各号の事項については入札執行日の翌日からその属する年度の翌年度末日までとする。ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和42年加西市条例第63号)第2条の規定に基づき、議会の議決に付する契約に係る競争入札については、議決後本契約として効力を生じた翌日からとする。

(細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行し、同日以後に執行する競争入札について適用する。

附 則(平成19年8月20日訓令第32号)

この訓令は、平成19年8月20日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第18号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月22日訓令第29号)

この訓令は、平成23年7月22日から施行する。

附 則(平成24年1月30日訓令第4号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。